4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、一般国道431号の慢性的な渋滞を緩和するため、できるだけ早期に本件区間の整備をはかる必要があると認められる。

また、周辺地域住民で構成される米子飛行場周辺地域振興協議会から本件事業の早期完成に強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　鳥取県米子市役所

人事異動

内　閣

（さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事・さいたま簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　中西　茂

兼官を免ずる

（盛岡地方裁判所判事兼盛岡家庭裁判所判事）判事　長谷川　誠

願に依り本官を免ずる（以上八月十二日）

○経済産業大臣臨時代理解職

国務大臣　石原　伸晃

経済産業大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　石原　伸晃

内閣府特命担当大臣茂木敏充帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）事務代理を免ずる（以上八月十三日）

○文部科学大臣臨時代理

国務大臣　三好　雅子（森　まさこ）

文部科学大臣下村博文海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する

○国土交通大臣臨時代理解職

同　林　芳正

国土交通大臣太田昭宏帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上八月十四日）

国務大臣秘書官に任命する　岩渕　公二

三好（森）国務大臣附を命ずる（八月十五日）

内　閣　府

（内閣官房内閣参事官（内閣広報室）)内閣事務官　伊藤　信

内閣府事務官（参事官（青年国際交流担当）(政策統括官（共生社会政策担当）付))に転任させる

（大臣官房参事官）内閣府事務官　田中愛智朗

官民人材交流センター総務課長に配置換する

大臣官房参事官に併任する

（大臣官房）同　酒田　元洋

官民人材交流センター総務課長の併任を解除する

（同）同　三浦健太郎

大臣官房参事官の併任を解除する

大臣官房参事官に配置換する

（参事官（青年国際交流担当）（政策統括官（共生社会政策担当）付））同　久津摩敏生

大臣官房に配置換する

大臣官房参事官に併任する

（大臣官房）同　後藤　一也

内閣官房に出向させる（以上七月八日）

（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　山本　麻里

内閣府事務官（食品安全委員会事務局総務課長）に転任させる

同　井原　辰雄

厚生労働省に出向させる（以上七月九日）

（厚生労働省職業安定局雇用開発課地域雇用対策室長）厚生労働事務官　宮本　悦子

内閣府事務官（経済社会総合研究所上席主任研究官）に昇任させる

参事官（高齢社会対策担当)(政策統括官（共生社会政策担当）付）に併任する

（経済社会総合研究所上席主任研究官）内閣府事務官　原口　剛

参事官（高齢社会対策担当)(政策統括官（共生社会政策担当）付）の併任を解除する

厚生労働省に出向させる（以上七月十日）

（消費者庁総務課広報室長）内閣府事務官　丸山　達也

大臣官房参事官に転任させる

官民競争入札等監理委員会事務局参事官に併任する

（大臣官房参事官）同　吉田　幸三

官民競争入札等監理委員会事務局参事官の併任を解除する

国土交通省に出向させる（以上七月十五日）

法　務　省

検事　鈴木　昭洋

平成二十五年司法試験考査委員に併任する

併任の期間は平成二十五年十月三十一日までとする

平成二十五年司法試験予備試験考査委員に併任する

併任の期間は平成二十五年十一月三十日までとする（八月五日）

法制審議会委員に任命する（八月八日）

（東京地方検察庁検事）検事　木下　英春

札幌地方検察庁検事に配置換する（八月十四日）

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部一等書記官）外務事務官　大谷潤一郎

検事二級（東京地方検察庁検事）に転任させる

東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる（八月十五日）

皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の長野県及び群馬県へ行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　八月二十三日

皇居（坂下門）御出門

東京駅御発

長野駅御着

麻績村地域交流センター

ホテルブエナビスタ

まつもと市民芸術館

お泊所　ホテルブエナビスタ

第二日　八月二十四日

旧開智学校

ホテルブエナビスタ

麻績村地域交流センター

長野駅御発

軽井沢駅御着

お泊所　軽井沢研修所

第三日　八月二十五日

第四日　八月二十六日

第五日　八月二十七日　御滞在

第六日　八月二十八日

第七日　八月二十九日

嬬恋郷土資料館

お泊所　ホテルヴィレッジ

第八日　八月三十日　御滞在

第九日　八月三十一日

嬬恋郷土資料館

軽井沢駅御発

東京駅御着

還幸啓

行幸啓

天皇皇后両陛下は、八月十五日午前十一時四十分御出門、全国戦没者追悼式に御臨席のため、日本武道館（千代田区）へ行幸啓、午後零時三十一分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、パラグアイ国大統領オラシオ・マヌエル・カルテス・ハラ閣下の大統領就任につき、八月十五日御祝電を発せられた。